

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【会社名】	Y K T 株式会社
【英訳名】	YKT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井元 英裕
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木五丁目7番5号
【電話番号】	(03)3467-1251
【事務連絡者氏名】	取締役経営本部長 山本 庸一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木五丁目7番5号
【電話番号】	(03)3467-1251(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営本部長 山本 庸一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年3月28日開催の当社第45期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 定款一部変更の件
当社の定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

(下線は変更箇所)

変更前定款	変更後定款
(新設)	(電子提供措置等)
第18条～第40条(条文省略)	第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
(新設)	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
	第19条～第41条(変更前定款どおり)
	(附則)
	1 変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日から効力を生ずるものとする。
	2 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役4名選任の件
取締役として井元英裕、柳崇博、山本庸一及び尾野恭史を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件
監査役として渡邊勉、鈴木啓文及び田口雄を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成率(%)	決議の結果
第1号議案	70,504	270	0	(注)1	99.6	可決
第2号議案	70,543	231	0	(注)2	99.7	可決
第3号議案				(注)3		
井元 英裕	70,411	363	0		99.5	可決
柳 崇博	70,488	286	0		99.6	可決
山本 庸一	70,487	287	0		99.6	可決
尾野 恭史	70,413	361	0		99.5	可決
第4号議案				(注)3		
渡邊 勉	70,443	331	0		99.5	可決
鈴木 啓文	70,395	379	0		99.4	可決
田口 雄	70,391	383	0		99.4	可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使期限までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上